

令和 6 年 6 月 7 日

城陽市議会議長

小松原 一 哉 様

提出者 城陽市議会議員

語 堂 辰 文
西 良 倫
若 山 憲 子

議 案 提 出 書

下記の決議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

決議案第 2 号 本城隆志議員に対する議員辞職勧告決議

本城隆志議員に対する議員辞職勧告決議

本市議会の政治倫理に関する決議は、過去、元議員の不祥事が相次いで発生し、市議会に対する市民の信頼が失墜したことがきっかけとなり、平成16年に可決された。決議は7つの政治倫理基準を設け、その遵守を決意している。

決議の第7項では、議員は、政治倫理基準に反する行為として政治的または道義的批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもってその責任を明らかにしなければならないと定めている。

本城隆志議員は、25年前より寺田西校区社会福祉協議会の会長の役職に就いており、令和元年度から令和4年度にかけての寺田西校区社会福祉協議会決算報告書が未提出である。この間の会計処理において多額の使途不明金、無効支出が発生していることが城陽市社会福祉協議会の調査で明らかになっている。

また、平成30年度の寺田西校区社会福祉協議会決算報告書で計上されている繰越金の行方も不明となっている。校区社協は、城陽市から市社協が受けている補助金、市民から寄せられた善意の募金で運営されていることから、これらの不祥事は寺田西校区だけではなく、他9校区の社会福祉協議会の信頼も失墜させている。

本件について城陽市議会は、本城隆志議員に対して政治倫理に関する決議の第7項に基づいて、辞職を求める。

以上、決議する。

令和 6年 6月 日

城 陽 市 議 会